

Title	英國自治領民族國の成長
Sub Title	
Author	間崎, 万里(Masaki, Masato)
Publisher	三田史学会
Publication year	1943
Jtitle	史学 Vol.21, No.2 (1943. 2) ,p.1(143)- 42(184)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19430200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英國自治領民族國の成長

間 崎 万 里

目 次

- 一 序 言
- 二 英國名としての Commonwealth
- 三 民族主義と民族國の意味
- 四 自治領民族主義の進展
- 五 自治領と英帝國會議
- 六 結 語

一 序 言

アイルランド問題は、第一次大戦に至るまでの英國において、重大なる政治問題であつた。ところが、この大戦を境として英帝國の性格は著しい變革を遂げた。戦後においては、單にアイルランドのみではなく數自治領に、特有なる民族主義が進展し、各々民族國として次第に獨立の性格を具へ、全英帝國の風貌を變成せしめることになつた。それについては、これ迄度々觸れたところであるが、今一度これを再考して見たい(一)。

(1) 本文が、現前の歴史として、一般史學の領域及び方法に關して蒙るべき批難及び缺陷は、筆者の夙に感知してゐるところである。本篇は私が從來發表した左の諸篇と互に關聯のあるものであり、又重複したる部分も存するのであるが、それ等と多少相違した點のあるのは、その後の知識によつて或る部分に訂正が加へられたからである。以下拙文及び参考文献の末尾に加へた括弧内の文字は引用のための略符である。

- 1、民族とは何ぞや（史學第一卷第一號大正十年十月刊）（拙文一）
- 1、Empire の意味について（三田評論第二十九〇號昭和十年九月刊）（拙文二）
- 1、Empire, Reich の新用法とその語義及び譯語について（史學第十八卷第1、三合併號昭和十四年十一月刊）（拙文三）
- 1、「ハベヌ」（Reich）と「第三帝國」について（法學研究第十九卷第一號昭和十五年八月刊）（拙文四）
- 5、イギリスの第三帝國（三田政治學會誌第二十一號昭和十六年二月刊）（拙文五）
- 6、イギリスの第三帝國と民主主義（日本諸學振興委員會研究報告特輯第四篇（歴史學）昭和十七年一月刊）（拙文六）
- 7、イギリスの水半球侵入（史學第二十卷第三號昭和十七年三月刊）（拙文七）
- 8、英國自治領民族主義（三田評論第五三五號昭和十七年六月刊）（拙文八）
- 以上諸篇におい考證或は採用したる引用箇所は本篇においては大體省略した。おうして本篇に引用する書名及び略符は右掲
○（拙文七）の如く記して置いた。やがて次の諸著を本篇のために加へる。
1、A. P. Newton, A Hundred Years of the British Empire, 1940. (リード)
- 1、The Report of Inter-Imperial Relations Committee of the International Conference of 1926. (カーネギー研究所)
- 1、K. C. Wheare, The Statute of Westminster and Dominion Status, 1938. (カーネギー)
- 1、J. A. Spender, Great Britain : Empire and Commonwealth 1886—1935, 1936. 史林社譜現代英國史 (カーネギー)

II 英國の Common wealth

我等は今米英と戦つてゐるが、英國若くは英帝國といふ用語は、頗る厄介な言葉である。それは同じ言葉を使用しながら、その内容をなす事實の歴史的變化につけ、色々の意味をもつことになつたからである。従つて英國名もしばへ變更せられてゐる。我等は昨年十二月八日の大詔を拜したとれ、敵國英國に對し英字新聞アドヴァタイザーペー紙は The British Empire に戰を宣すと大きな見出しを與へてゐるが、情報局發表の勅語の譯文(1)においても、等しく米英とも句に對し、初には We hereby declare war on the United States of America and the British Empire と記され、後ちの三箇所においては America and Britain との形容詞が宛てられてゐる。しかし斯様に Britain と The British Empire とが、日本流に常に同一の意味に使用せられるとは限らない。古來英語の Empire といふ言葉は色々に使用せられて來てゐるが、それには少くとも五つの場合があつた。

一、エンペイアの古い意味、それはアングロ・サクソン諸王に僭稱せられ、ヘンリー八世の主張する如く、獨立の主權國家であることを意味し、『威嚴』を添へる場合である。

二、イングランド帝國を意味する場合、これは英國王の皇帝の稱號となつてゐる。

三、英本國に對してその植民地を指す場合、これは第一、第二植民帝國といふ風に用ひられてゐる。

四、逆に植民地に對して英本國を指す場合、または主たる自治領とイングランド帝國を除いた英國を指す場合、後者は國際聯盟における特例に始まるものであるが、その屬領はこれに包含されるのである。

五、英國王の全領土を總稱する場合、これは一種あるエンペリアの新しい方の意味であつて、後述する所のコモンウェルスの別語として、現在の The Third British Empire を意味する場合である。それには The British Empire (new style) とか (1926 style) (II) などと括弧を加へて説明した書物も見受けられ、同じ言葉でありながら、舊來の帝國主義的・侵略的・支配的な意味を厭うて、これにコモンウェルスのもう民主的・平和的・協同的な新しい意味を與へようとしてゐるものである。

以上については既に度々説明したところである(III)。

(1) Tokyo Gazette, Vol. V. No. 7, Jan., 1942.

(II) S. King-Hall, Our Own Times, Vol. I. P. 260. (III) 指文 (II-八)

英帝國を表示する言葉には、右の The British Empire の外に、今一つ The British Commonwealth of Nations とも言葉がある。このコモンウェルスとも言葉は、國名としてはクロムウェルの時代を除けば、近頃では先づ豪洲に使用せられてゐる。豪洲にはあと六箇の植民地 (colonies) があつたのを、州 (states) と改稱し、一九〇〇年の法律により聯邦を組織して今日の The Commonwealth of Australia を作つた。カナダも南アフリカも同じく聯邦であるけれども、カナダは單一國のリニー・ルーハンズと

共に、國名に民主的な『ドミニオン』(一)を採用して The Dominion of Canada と稱し、南アフリカは英本國の The United Kingdom と並びのと區じて The Union of South Africa と稱してゐる。かくモンウエルスとかドミニオンとかユニオンとかあらへな國名が使用せられてゐて、その間差別はあるにしても、官僚的に名稱の統一を求めようとしてない。斯様などころにも英國人の特性は顯はれてゐる。

(1) 後述の如く、特に「王國」なる文字を避けたのである。

この「カモンウェルス」といふ言葉はヨンペイアと共に古い言葉であつて、英語としては十五世紀以來行はれてゐる(一)が、その起原は遠く古代に溯り、res publica (國家) 脳の法律の政治と公衆 (public good) を基礎とした眞の社會を意味する言葉であつた。十六世紀には public weal は common weal(!!)なる語と競爭してゐた(三)が、このヨヤン・ウェイール即ちカモンウェルスが次第に優勢となつた。

(1) 『カモンウェルスは十五世紀以來行はれた判然たる英語である。』(バンコック、五六頁)

(1) オックスフォード大辭典はこの語の初見を一四七九年としてゐる。

(3) バンコック、五七頁

ロックの如き政治學者はこれをローマ人のレス・ブリカと同様に國家の意味に用ひたが、スウェイフトなどの文人達は比喩的に、時には皮肉に、色々な集團を記述するに用ひた(一)。しかし十九世紀に至つては理想主義的情熱がこの語に注入せられ、ロマンチックな社會學者ウイリヤム・モーリスや濠洲憲法

この語を受容した理想家には民主的同胞的生活の試みを意味し、政治學の用語としてよりも、むしろ理想の宣傳的の意味があつた。ヨモンウェルスといふ用語自體が一つの政治の方針だつたのである。

(1) The Spacious Commonwealth of writers; The Commonwealth of wit and learning; The Commonwealth of dogs の如きがそれであるが、その他色々な用法を見た。(バンロック、用11—13頁)

ハンペイアの代りにこの語を作つたカーチス(1)はチャーチル型の British Commonwealth を希望したが、この語を採用した南アのスマッソ將軍はそれより中世の Christian Commonwealth の理想に近いものを感じてゐた(11)。

(1) ローズベリー卿は一八八四年に濠洲のアデレードでの演説中にこの句を用ひてゐるが、彼はそれを忘れてしまつた様だし、他の人も覚えてゐなかつた。それで英帝國の眞の發展の原理であると思はれるところのものを表現するためこの句を作つたものは Lionel Curtis であるところとなる。その經緯についてはバンロック五四頁の註に詳しい。

(1) バンロック、用ハ一五九頁

×

×

×

英國としてのヨモンウェルスは、第一次大戰後自治領の發展と共に次第に勢力を加へて來た。“The Empire as a Commonwealth of free nations” など、一九一七年以來最も頻繁に英帝國會議の記録上現れる辭句である(12)、カナダの首相 Sir Robert Borden は、同年の帝國軍事會議において “Imperial Commonwealth of United Nations” の句を用ひ(13)翌一九一八年スマッソ將軍は現行の國名である

“The British Commonwealth of Nations” ～る句を用ひてゐる。しかるに “Britannic Commonwealth of Nations” や “Commonwealth of British Nations” などの類似句が、續いて使用せらる。一九二〇年二月の英愛條約においては、第一條に “the Community of Nations known as the British Empire” 第四條の議員の誓詞の中に “the group of nations forming the British Commonwealth of Nations.” ～使用せられたので、スマッシュ將軍は一つの文章中にその區別を設けず “Commonwealth of Nations,” “Empire,” “British Community of Nations.” を使用し、それが偶然にゐる後のもの用法とあつたのである。

- (I) ハーラック、H. H.
- (II) R. Muir, Short History of the British Commonwealth. 2 vols. 1920.
- (III) ハーラック、H. H.

一九二六年の英帝國會議において植民地關係について調査を遂げたバルフォア委員會の有名な報告によると、英本國と諸自治領とは『The British Commonwealth of Nations の成員として自由に聯合したる……the British Empire 内の自治的團體』であると認めた、又イングの特殊地位に關する章節において『イング統治法による定められた……the Empire 内におけるイングの地位』～る『the Common-

wealth の中にイングランドにより保有せられる重要な地位』とも記されてゐるので、ハンパニアとコモンウェルスの兩語は殆ど同じ意味に用ひられ、これは『權威的な先例に最も近い』(1) と書かれてゐる。また英帝國の歴史や憲法に精通せるマリオットや(11)、老記者スペンダーの著書名(11)、やてはニュートンの書物の章名やその中に頻出する Empire and Commonwealth 及び The Empire-Commonwealth の成語に見る如く(四)、兩語は補足的に使用せられてゐるのである。

(1) 英帝國、一〇頁

(11) 抽文(七) 九〇頁

(11) スペンダー、原書名副題を見よ

(四) ニュートン、第二十五章の表題及び三九八頁等

以上は、(1) Commonwealth = Empire と混られるものであるが、ハンペイアに種々の用法がある如く、ヨーロッパにも廣狹種々なる意味がある。即ち (11) Commonwealth < Empire, (11) Commonwealth > Empire と解する場合があるのである。

(11) の場合におけるの語の保守的解釋は、英愛條約締結後の諸年に流行し始めたのであつて(1)、この解釋は自由を得たるものとの他一切のものとの間の差別を強調し、英帝國內には自由なる市民(Citizens) と服屬的なる臣民(Subjects) とがあり、『特權者の院内團』これがヨーロッパであり、その

外廊團體がエンパイアであるとするやうのも、The British Commonwealth は The British Empire と對等ではなく、その中の一集團 (a group of communities) と見るのである。斯様な解釋には若干有利な論據があつた。英本國政府には自治領の事務と植民地の事務との行政上の分離があり(11)(これは一九〇七年に始まり一九二六年の帝國會議以後に完成した)、又累次の帝國會議の諸決議や、ウエストミンスター法や、英國樞密院の判決により、漸次『自治領格』(Dominion Status) なるものが定義づけられるところなり、帝國會議の名稱を Commonwealth Conference と呼べんことを欲するものもあつた。要するに、自由の理想ではなく自由の事實たるコモンウェルスが出來た。帝國內にはなほ服従と不平等が存したのに、コモンウェルスでは自由が成育し切つて平等になつてゐた。現在の『帝國內のコモンウェルス』は『帝國』が將來となるべく標準型であると思はれた。しかるに、現實の對立は保守主義者をして「帝國」内の諸條件、殊に人種の不平等より生ずる條件は、「コモンウェルス」に與へてゐる特權をこれに附與し難として、この理想を妨げしむる事になつた。

しかしこの對立をとるべく理由は十分であるとは言へなかつた。キース教授の如く、英王の領土を二つの名稱に分つことに正しく反対するものがあつたし、この區別は公文書、殊にバルフォア報告でもよく常に一貫して使用されては居らば、公人にして極端な意見を表明するものもあつた。それは實際上 The British Empire=The Empire—The Dominions. (The British Commonwealth=The Dominions)

である(III)。コモンウェルスはエンペイアの下位概念となるのである。

(1) ベンロック、五九頁

(II) 一九二五年自治領相を新設して植相に兼任せしめ、後ちこれを分離した。

(III) ベンロック、六〇頁の註(II)、一九三一年十一月二十四日檢事次長の言による。

(II) はその逆の場合であつて、即ちコモンウェルスをエンペイアの上位概念として英國王の全領土を包括する場合である。従つて英帝國は『より少い用法において聯合王國とその屬領を表示する』(I)もので、國際聯盟における特殊用例がそれであるが、この『より少い用法』であつたものが、近年に至り斷然優勢となり一般の用法となつてゐることで、それについては鈴木成高氏も觸れてゐるが(II)、私も既に略記したところである(III)。

(1) 英帝國、10頁

(II) 歷史的國家の理念、六〇頁

(III) 拙文(八)、115—116頁

その證據としては、英人間に廣く使用せられる *Statesman's Yearbook* を見るのが私としては最も便利である。それは一八六四年の分から慶應義塾圖書館に揃つてゐるからである。それによると、實際に使用せられたイギリスの國名が色々に記されてゐて、その推移の跡を辿ることが出来る。

一、一八六四年から一八七七年までは、英國は單に Great Britain and Ireland と書いてある。

IV 一八七八年から一八八九年が止む。Great Britain and Ireland のやまとく (United Kingdom of Great Britain and Ireland) はスル統治が加わつてゐる。

III 一八九〇年から一九一一年が止む。

The British Empire consists of :—

I. The United Kingdom of Great Britain and Ireland.

II. India, The Dominions, Colonies, Protectorates, and Dependencies.

みなへておほく、十九世纪末の帝國主義の巣窟が窺はれ、次第にペル自由國成立の結果として、

IV 一九一九年から一九三〇年が止む。

The British Empire consists of :—

I. Great Britain and Northern Ireland, Channel Islands, and Isle of Man.

II. The Irish Free State, India, The Dominions, Colonies, Protectorates, and Dependencies.

みなへておほく、一九三〇年にあける開拓地は、一九一九年の戴冠式以後の分には、ハーパーティは下格のヨーロッパに止む。

III 一九三〇年が止む。

The British Commonwealth of Nations consists of :—

I. *The British Empire*, Great Britain and Northern Ireland, The Channel Islands, Isle of Man

The Colonies, Protectorates, and Dependencies, India and Burma.

II. *The Dominions*, Canada, Australia, New Zealand, South Africa and Eire.

ヨーロッパ・オセアニア失格後の五自治領だけが別個の取扱を受けてゐる。非常なる變化といふべきである。

かくしてエノンペイアとヨモンウェルスとは、バルフォア報告に見る如く、同擴概念ではなくなり、ヨモンウェルスは、右の英本國に屬領等を含める意味においての英帝國と、實質的に獨立の國家となつた諸自治領とを含めるものの、總稱となつてゐる。これは近年自治領の勢力が強まり、自治領民族主義が發達して、特有なる『民族國』を育成するに至つたからであると思はれる。

III 民族主義と民族國の意味

ハヘで『民族主義』といふのは、英語の『ナショナリズム』(Nationalism) の譯語である。イギリスの民族主義を説くのであるから、先づこの言葉の意味が明かでなくてはならぬ。ナショナリズムは、周知の如く、邦語としては『國民主義』『國家主義』または『民族主義』『國粹主義』『民族精神』『民族魂』などと、色々に譯されてゐる。『新獨逸國家大系』では、標準的適譯を求めようとして、これを『民族主

義』と譯するに定めてゐる。

* Nationalism. A Report by a Study Group of Members of the Royal Institute of International Affairs, 1939. は包括的な良著である。その前半（第九章まで）に對し稍々難かしい邦譯を示す。

しかるに、ナショナリズムの語根をなす『ネーション』(Nation)なる言葉が、色々な意味に使用せられてゐて、的確なる邦語に移し難い點があるので、その何れの譯語を以てしても、なほ言ひ足りないところがある。むしろその總てを合せたものが原意に近いのであらう。近年『人國』(一)といふ譯語も見受けられたが、餘り行はれてゐない。それを民族的國家などと譯してもよい譯であり、さう譯する人も少くないのであるが、それは譯語としては餘りに長過ぎるので、『國』の意味で、一般には『民族』とか『國民』とか譯せられてゐる様である(二)。しかし邦語の民族と國民とを全く同一概念と見ることは聊か困難であらう(三)。今日英國名中のネーションズはその自治領を意味する言葉であり、アイル國や南阿聯邦における市民は英國の國籍を脱して別個の權利を得てゐるけれども(四)、濠洲聯邦やニュー・ジーランドにおいて英國民とそれ等の市民とを區別すべきではない。それ故、國民なる言葉は適切であるとはいへない。さりとて邦語の民族なる言葉もそれによつて『國』を意味するとは考へ難いのである。元來ネーションなる言葉が現在の意味をもつてゐたのは、第一次大戰前後からしてのことであつて、『民族自決』(Self-determination of Nations)(五)の提唱せられたことはこれに對して大なる意義がある。

(1) 名原廣三郎、高木八尺共譯、ファランド、アメリカ發展史(岩波新書)下巻、一六九頁。

(11) 少し古い用法ではあるが、アダム・スミス國富論原文の緒論四頁について見るに、ネーションなる字に對し大内兵衛氏は國民十日、國家一、國六、民族一と四種類二十一個の譯字をあててゐる(岩波文庫)。

(111) 描文(1)、最近では哲學者の側から高坂正顯著民族の哲學、小松堅太郎著民族の理論など、色々と論ぜられてゐるが、私が歴史上の事實としてんべに説かんとする民族の意味はそれとは異なるものである。

(四) アイルランドの Annual Register for 1934. 一九頁、南阿について同書、一三三四頁

(五) ウィルソンの十四箇條の1項目。

ネーションといふ言葉は、諸國で色々な意味に使用せられてゐて、必ずしも同一であるとは似くない

(1)。例へばドイツでは、その民族社會黨即ちナチス自からは、黨名の中にもくも National-なる文字を使用しながら(11)、ラテン語系のこの言葉を嫌つて、第一次大戰の頃からほんの意味に Volk(111)ともふ字を宛てて völkisch がくは Volks-などと使用する様になつてゐる。それでドイツ語の Nationalismus は英語の Nationalism よりも 1層積極的、動的な意味があるといふ。

(1) ナショナリズム、前附一六一—一〇頁の用語例を見よ。

(11) もちろんこの非難は黨名以後の時局の變化によるものである。

(111) 『ナチスは國家の意を「獨逸の理想といふ國家」の意に用ひてゐることがよくある。これが所謂「一國家一民族」のモットウで「同じ人種、同じ血を持つたものは一とまとめて一國とせよ。』と書く主張であった。理屈としては吾人にそれ程解り憎いものではない。併しこの場合の國家は理想の國家であつて、吾人の考へるものとは又少しく異なる。この理想の國家の事を言ふ場合はナチ

くは Staat を用ひやビ「民族」(Volk) も言ふ場合が多い。(外務省調査部編纂、ナチス及ファシストの國家觀、六頁、國家の現行用語例は同五一六頁)。

英語のネーションには二つの意味がある(1)。一つは一政府の下に統一された社會を意味する『國』(State or country)と同義語である。この意味では、「國際法」(Law of Nations)「國際聯盟」(League of Nations)などにおける「國」の意味であるけれども、「ステート」の意味と正確に一致する譯ではない。「ネーション」は一政治社會を組織してゐる人(Persons)に注意を向け、「ステート」は彼等の住まぐる領域に支配權を揮ひ、彼等の忠誠の據所たる主權(The sovereign power)に重點を置くからである。國際聯盟成立の際、以前提唱せられてゐた Association of States も Leagues of Nations を採擇したのも、地域的なステートの争奪を避け、人的なネーションの協同に平和を求める欲したからである。

他の意味は、政治的結帶によると同じく、他の結帶、即ち普通に人種、宗教、言語、又は傳統といふ結帶によつて結合せられてゐる個人の聚合を意味する。この個人は集團に統一を與べ、成員間に共感の精神を増進させるところの共同の文化と共同の諸制度を有するもので、この意味の「ネーション」はしばしば「ステート」と對立するものである。それ故、「ネーション」の眞意義は『民族』と『民族の國』を意味する譯である。最近の意味においてのネーションはこの民族國の場合である。それは單に民族だけではなく、たとひそれが領域的國家に見る如き領土觀念を含まないにしても、民族を中心とした國な

のである。この頃では『共同體』『共榮圈』などの如く、二字構成の成語も餘り耳障りではなくなつた様であるから、ネーションを、私は『民族國』と譯するのがよいかと思ふのであるが、しかしネーションは大和民族などといふ様な意味の People を意味するものではない(1)。

(1) ナショナリズム、前附一七頁

(1) 『ピープルはより廣汎な言葉であつて、ネーションの意味の外に、政治的単位である「ステート」(國家)と、人種學上の単位である「レース」(人種)との成員を含み、且つ他の用語では記述することの出来ない個人の聚合を示すに適切な名詞である』(ナショナリズム、前附、七頁) と。

それは民族國結成の過程を見れば分かるのである。地政學では『國土は全國家共同の命名者である。』『國土意識は民族國意識となる』(1)と言つてゐるが、屬地主義をとつてゐる米國の場合にもさうであるが、また英國自治領の場合における如く、地域が一つの民族結成の外廓を構成し、『地理的分離、比較的疎野なる社會の均一作用、環境の相違』(2)などの重要因素によりネーションの結成は助長せられて行くのであつて、英帝國內部の諸領域には、後述の如く、この意味でそれぐ民族國形成の過程を辿り、或は辿りつゝあるものが存するのである。これには地理的枠が大なる意義を有するのである。この點は第一次大戰前のそれと、戰後の植民地域内に進展する民族國との間の相違である様に私には思はれる。戰前には地域的國家への對立概念があつたものが、戰後には地域を取り入れることになつた。それでネーション

は地域的國家への對立概念であつたものが、戰後には地域を取り入れることになつた。それでネーションには民族と譯すべき場合と民族國と譯すべき場合があるのである。

(一) ストイエ、英譯三頁、(第三版原文には省略)

(二) ナショナリズム、一三三頁

民族主義はかかる民族國作成への重要因子として作用する民族の精神であつて、近代的自由の產物である。民族發生の日附については諸説があり(一)、或る論者はそれは人類固有の衝動に基いて人類と共に發生したものであるとしてゐるが、それは社會主義は昔から存在するといふが如き抽象的議論であつて、時處に制約せられた事實を説く歴史の問題とはならない。又これを中世の衰頽において認める人々と或はフランス革命以前には溯り得ずと説く人々も存するのである。しかし西洋の近代的民族主義は近世においてラテン語の獨占が破れ、文化が始めて世俗的となり、カトリック教會の普遍的な傳統を離れて各國の新しい傳統に結びつき、それが『民族的傳統』を生むに至つたことに起因するものであつて、これは色々な形態に表現せられたのであるが、特に英佛百年戰爭は兩國における意識的な『民族主義』的情の培養に資するところがあつた。この戰爭中におけるジャン・ダーグの如きは、この意味を最もよく表徴したものであると見られる。

(一) ナショナリズム、五頁

(二) 同上、一六一七頁

かやうにして近代的な民族的國家は、先づ十六世紀の終末までにイギリスにおいて、その後フランスにおいて、統一國家の境内において完成し、漸次他の諸國へと波及したのであって、十九世紀は民族主義伸長の時代、二十世紀初頃は一時國際主義 (Internationalism) の傾向を呈したけれども、現在は再び強烈な民族主義角逐の時代であると見られる。

『現代ヨーロッパの民族主義は複雑多面的な現象』(1)であつて、十九世紀のドイツやイタリーに見た諸國家統一の民族主義もあれば、舊塊亜國におけるが如く、國內の諸民族がそれゝ獨立の新民族國家を作らうとしたものもあつた。しかるに、それ等とは稍々趣を異にした民族主義、即ち『自治領民族主義』(Dominion Nationalism) が、現在の英帝國の内部に擡頭し、次第に成育しつつあるのである。

(1) ナショナリズム、一七〇頁

四 血統領民族主義の發展

全英帝國を表示する言葉としては、その用語の簡潔なるがために、又、これにヨーロッパの新たなる意味を含ませたものとして、今なほ The British Empire なる成語が使用せられてはゐるが、現在の英帝國の性格を最もよく表示するものは、前述の如く、現行の國名 The British Commonwealth of Nations である。

この名稱の中には Nations へしや體葉が含まれてゐる。それは Dominions の別語である。最廣義に解釋せられた The British Commonwealth の中には、最近の用語例に見る如く、自治領、及びそれを除いた英本國と屬領をも包含してゐるので矛盾なしとはしないのであるが、これを狹義に解して自治領の集團を見る場合には、その特有の意味が最もよく表示せられてゐる。

この特有なる意味においての『カナダ』といふ言葉は、カナダ自治領の憲法の基礎となつた一八六七年(慶應三)の英領北アメリカ統治法の中に、初めて公けに國名として使用せられ、次いでニュージーランドの國名ともなつてゐる。

(1) カナダの輿論の一部では "Kingdom of Canada" なる名稱を欲するものあつたが、米國に氣兼ねして「王國」なる文字を避け「カナダ」を採用したのである。(カナダトード、三六七頁)

英帝國の構造が非常に複雜多様であることは、バルフオーラ報告の第二節にも示されてゐる通りであつて、それ等は同一の時期に同じ程度の發達を遂げたものではなく、その性格も歴史も發達の段階も非常に違ふのである。これを全體として見れば、それは分類も許されず、現に存し或は曾つて試みられた他の何れの政治機構とも眞の類似をもたないものである(1)。しかし自治といふ行政上の標準を以て英國の植民地を大別すれば、當然自治領 (Self-governing Dominions) と非自治領 (Non-selfgoverning Dominions) とに分たれる。カナダといふ體葉を今日『自治領』と譯するのは、右の自治を意味する形容

詞を省いて單にドミニオンと稱し、しかもその意を含ませた特有の用法が出來たからである。自治領と稱するものはウエストミンスター法には六箇を規定してあるが、その後ニューファンドランドが失格したので、今日は五箇である。しかしキング・ホールの如く(11)、實質的に下格した英本國を加へると、それは現在六箇となるのである。

(1) Cmd. 2768. Annual Register for 1926 九三頁以下に採錄、スペンダー、原書七三七頁以下、邦譯九一四頁以下にも略述
われてゐる。

(11) 『自治領——その部類に我等は英本國を含めなければならぬ』(S. King-Hall, The Empire: Yesterday and To-Day, 1937. P. 55)

英帝國の中には、既に殆ど獨立國といつても差支へないほどのアイル國、南アフリカの如き自治領もあれば、カナダ、豪洲、ニューアー・ジーランドの如く(1)、その成立の時期と程度は異なるも既にネーションとなつてゐるものもあり、自治領以外の植民地にも、未だ自治領の地位に達しないで、しかも他の植民地よりか大なる責任政府を有する『準自治領』(Near-Dominions or Sub-Dominions) がある(11)、更らにそれ以下種々の植民地、保護領などがある。

- (1) これ等各自治領の性格については、近く刊行すべき民族叢書中拙著アングロ・サクソン民族英帝國の部に略説して置いた。
(11) それ等は、インド帝國、ビルマ、セイロン、南アフリカ等であるが、インドは問題だし、ビルマは我が軍の配下に入り、セイロンもやがて同じ運命を辿らんとしてゐる。

植民地最高の發展を遂げたる自治領即ち「民族國」はどうして出來たかといふに、それは米國の獨立に關係がある。アングロ・サクソン系統の人間は今日我等の間には攘斥されてゐる自由を、従つてデモクラシーを非常に重んずる。議會はなし能はぬものなし、男女の性別を變ずることの外は、といふのが彼等の長い傳統であつた。この全能の議會を通じて、彼等は政治的自由を求め、自由の擴大を圖つて來たのである。この本國の英人に許された自由を、植民地の英人が求めて得られなかつたことの結果は、アメリカ合衆國の獨立であつた。

本國の英人はこの失敗に懲りて、從來のマーカンチリズム式植民地擣取の方針を表面的に緩和し、チャルキーの植民地熟果論(1)に詠ふ如き失敗を反覆しない様にと、その後の英帝國、今日謂ふところの第二帝國は、エドモンド・バークの言葉に見る如く(1)、「同化」の方針をとら、植民地の要求する自由を、例によつて英國式に『小刻みに』與へて、その満足を貰ひながら、巧にこれを操縦して來たのである。

(1) チーリー、三七頁、古田譯、三九頁

(1) やる體と、"The child of ours wishes to assimilate to its parent, and to reflect with a true filial resemblance the beauteous countenance of British liberty." ハヤシタケマツの句を反映して、一七七四年四月、一七九一年に用ひられた。やれど、"The principle laid down.....has been this, that the government of the colony ought to be assimilated, as much as possible, with that of the mother country." (ハヤシタケマツ、一八一九年)

これ等の自治領には、大體、三種の型がある様に思はれる。第一種は豪洲セントラル・シーランドの如

く、その住民の大部分が本國の英人と同一人種を以て形成せられ、本國に最も忠誠なる民族國である。

第二種はカナダと南アの如く、英人以外の人種、即ち前者にはフランス人系、後者にはその言語を今日 Africaans その人種を Africaners といつてゐる元のブーア人系の人種が英人と共住し(1)、當初それ等が後來の英人を凌駕してゐたところの異人種を以て形成せられた複合民族國である。第三種のものは英人の所謂アイルランド自由國、彼等の言葉で Eire の如く(2)、異人種のみを以て形成せられた反抗的民族國である。

(1) 當初カナダにおいては後代の移民とは異なり地域的に別箇に團集して住み、南アにおいては概して分散して住んでゐた。

(2) 我が國ではこれをエールとかエーアとか、更にアイレなどとまちへに呼んでゐて、その邦語は一定してゐないが、私は從來呼び習はして來たアイルランドの略語としてアイル國と呼ぶことにしてゐる。

第三種のアイル國の場合は、英本國に對して紛爭に紛争を重ねた結果、遂に一九三七年の新憲法の採用と實施によつて、實質的には完全な獨立を遂げ、第二次歐洲大戰には中立を宣言したほどで、これには流石の英國も聊か手古摺り、『眠れる犬は寐かして置く』(To let sleeping dogs lie) といふ例の調子で、その憲法には今以て觸れずにあるのである。

第二種の場合は、その内部においては各、英人に對する自由の要求があり、英本國に對しては小異をすてゝ全體として、第一種の國々と共同して、自由と平等を得んとする運動が旺盛であつた。しかし移住

英人たる限りは劣等度の自由には満足しなかつた。濠洲とカナダに覺醒しつゝあつた新民族主義は、屬領を意味するエンペイアには從ひ得なかつた。自由が分裂を意味するならば分裂を要求しなければならぬ。自治と帝國どが矛盾するならば帝國を拒けなければならぬ。Separation and Nationalism with a subsequent Anglo-Saxon Allianceといふ聲が濠洲からも本國からも聞かれ、完全なる自由への唯一の途として分離を冀望し、一旦自由を得た上で、自發的に聯合を形成しようとした。事實の上では、案ずるよりも產むが易く、自由は却つて帝國結成の接合劑となり、自由の擴張毎に植民地の激昂を緩和し、バークの所謂同化を導くこととなつたのである。

佛人系住民の多いカナダにおいても、矛盾せる言葉の様ではあるが、『佛人は彼等がフランス的に留まらんがために、「ブリチッショ」に留まらんことを欲した』のである。彼等は米國に合併されるよりも英國の支配下において自由が許されると信じたのである。かくて州において許された自由が州の聯合たるカナダ聯邦においても許され、事實、ダラムの報告に基づく一八六七年の憲法實施以來、一九〇五年までに、順次諸州を加へて今日の九州をなすに至つた。

ダラム報告の原理は、その領内に人種的分裂のない濠洲にも、一層問題の困難であつた南阿においても採用せられ、全帝國の統一は維持せられつゝも、領内に自由獨立を求むる傾向は益々熾烈となつた。ダラム報告の結果として初めてカナダに自治が許されたときには、その權限は内政の處理に限られ、貿易、

國防、外交等の涉外問題は引き續き本國政府の手に留保せられてゐた。ところが諸自治領は漸次これ等に手を着け、その権利を取得することになった。

自治領は先づ第一の留保權たる外國貿易に侵害した。植民地を『帝國の穀倉』とする本國政府の自由貿易政策に反対し、自からの工業化を圖り、自治が許されるや先づカナダ（一八五八・九）次いで濠洲が保護關稅を設けた。これが州の統一、資本の經營に利し、工業の勃興につれ民族的感感情が湧起した（一）。その結果は一九三二年のオッタワ會議に十分に反映してゐる。

（二）ナショナリズム、一三五頁

次いで自治領は第二の留保權たる國防の権利を奪ひ取つた。彼等は自衛の可能性なき自治は不可能であると主張した。かくて一八七〇年頃、英本國の守備隊は自治領から撤退し、彼等の費用を以て國防軍を組織することが許された。海軍はなほ暫く英國海軍の支配を受けてゐたが、一八八七年以來、初には資金を（一）、後には軍艦を獻納した。最後に一九一四年の戰争を契機として、英帝國關係の事態は一變したのである。彼等は大戰に協力し、むしろ彼等自身のために戦つたといふ建前であつた。自治領から約一百萬の兵士がヨーロッパへ送られ、十三萬人が戦死してゐる。それ等の兵士は軍服を始め幾多の點において英本國の兵士との差別を意識して歸國し、復員後もこの差別觀と自治領の特性が強調せられた。自治領の政治家達は戰時中軍事内閣にも參與し、財界は平等の基礎において本國に協力した。かくて一九

二三年の帝國會議において、各自治領は主としてそれ自からの地方的防衛に責任を負ふことになった。

(一) シンガポールの要塞築造のためにニュー・ジーランドは一百萬磅を獻金してゐる(英帝國五七頁)。本項については岡田宗司
譯英帝國の政略と戰略を讀むがよい。

自治領が最後の留保權たる外交の權利を取得したのには幾多の波瀾がある。以前には、外交に關して自治領の側から相談されたしといふ要求は殆ど存しなかつた(一)。前大戰の場合にも英本國の宣戰は、自動的に、自治領を戰争に捲き込んだのである。しかるに、この戰争の體驗と記憶とは、戰後に流行した民族自決の念と相俟つて、領内民族主義の發達を促進し、自治領が主權國家として平和會議に參列し、且つ條約にも署名し、又國際聯盟において別國として國際的承認が得られたことは、いよいよその民族國獨立の念を強めしめるに至つた。

(二) ナショナリズム、一三七頁

それにも拘らず、平和回復後、英本國の首相ロイド・ジョージは、一九二一年十二月その庶民院において、爾今英本國の外交政策は英帝國共同の外交政策たるべし、その機關は依然として英本國の外務省たるべし、それは不可避である。だがしかし全自治領は英本國と聯合してこの機關を管理すべきである。『共同の管理が、共同の責任を意味することは、我等にとつて利益である。帝國の負擔がかくも大きくなれるとき、吾人を助ける若き巨人の肩をもち得ることは幸である』(一)と言つたが、それは大なる見當

違ひであつた。その後一年を出でないで、チャナーカ電報事件において、電撃的なショックの第一聲がカナダから放たれ、帝國の若き巨人の少くとも一部のものは、共同の管理をも共同の責任をも望まず、それとは正反対であることが全く疑ひの餘地なく明瞭にせられ、ロイド・ジョージの帝國一體の夢は壊されたのである。以下頻發せる外交上の紛争に乗じて、自治領の自主的外交の権利は、一層進展を遂げることになつた。

(一) ベンヨウク、二五一頁

このチャナーカ事件 (Chanak crisis)⁽¹⁾において、自治領の態度は遺憾なく發揮せられてゐる。聯合國は、第一次大戰後獨逸と奧匈國の處分問題に心を奪はれ、トルコ問題は後廻しにしてあつた。それはトルコの分割について聯合國間に容易に意見の一致が見られなかつたのと、完敗せるトルコを將來の解剖に附すべく打遣つて置いても大丈夫だと思はれてゐたからである。しかしこれは間違つてゐた。トルコはこの猶豫期間を利用して一九二二年の秋までにアナトリヤへ侵入して、新秩序を與へんとし、英人の後援でこの地を占領してゐたギリシヤ人に總退却をさせ、ダーダネルス海峽のアジャ側のチャナーカに駐屯してゐた英軍が危地に瀕した。獨自の政策をとるべく舞臺裏から策動しつゝあつた佛人は、トルコ人の大膽なる進出を阻止すべき何等の準備がなかつた。トルコ人は勢に乘じて英人を一舉に屠らんとする意氣込を示しつつあつた。

(1) S. King-Hall, Our Own Times, Vol. I, Pp. 259 ff.; G. M. Gathorne-Hardy, A Short History of International Affairs 1920—1934, 1934, Pp. 114—5. ベラ・ラッカ、11月1—11月、スペンサー、大川一、11月、邦譯七八六—九〇頁。

丁度この際、一九二一年九月十五日金曜日の夜半五分前に、ロイド・ジョージは英國の政策を武力を以て擁護すべく、電文を以て自治領に要請したのである。これは忽ち新聞に反響し、未だ公けに政府の或る者の注意に上らない中に、人民の耳朶に鳴り響き、政府と人民とではその反應を異にしたのである。

その經過を見るに、ニューカッセル・ジーランドの首相は、ロイド・ジョージの電文到着一時間以内に返電して出兵を諾し、數日の中に、一萬一千名の現役志願があつた。濠洲の首相も直に承諾の回答を與へたるも、その召命の無作法を憤つたが、カナダの首相はそのニュースが、最初新聞によつて傳達せられたので、一層憤激すべく理由があつた。氏はこれをダウニング・ストリートから帝國を支配する戰前の風習の復活であると解釋し、責任はカナダの議會に屬すると答へたのである。彼の政府はより多くの報道を受け取りたい。必要とあらば議會を召集する覺悟である。しかし何れのカナダ政府も、議會の許可なくしては好戦的遠征を約すること能はずと。氏の回答は共同責任の原則を打ち壊した。當時幸にも蠻地旅行中であつて、意見の表明を免れた南アフリカの首相スマッシュ將軍は、事件終結後ブレトリアに歸り、これに同意を表してゐる。

別言すれば、『來りて我等を助けよ』といふ彼の訴へに對して、ニューカッセル・ジーランドは熱情を以て、濠

洲は憤懣と疑惑を以て『イエス』と答へたるも、カナダは『これは考慮すべき事項である』と留保的回答をしたのである。カナダの所論はロイド・ジョージの見解に反する。即ち第一にカナダは眞の共同の管理なきところに、共同の責任はあり得ない。第二にカナダは共同の管理を望ましい目的として受容しない。カナダの自由黨政府は議會以外の責任を認めない。その目的は責任政治の原理を、更らに外交の分野にまで、擴張せんことを欲したのであつた。要するに、カナダの政策は英國外務省から解放されんことを望むものであつて、ロイド・ジョージの『若き巨人』は獨自の精神をもつてゐた。カナダはその執るべき自己の道をもつてゐたのである。

次いで一九二三年三月二日カナダは單獨に自治領最初の對外條約として、北太平洋におけるハリバット漁業條約をワシントンにおいて調印したのである。條約の本質は大したものではなく、單なる漁業條約に過ぎないものであつたけれども、その嶄新なる點は、これが一自治領たるカナダと完全なる獨立國である米國との間における條約であつて、一カナダ人と一米人とが調印し、從來の如き英國の監督の形式が省かれてゐる點であつた。この條約締結に方り、カナダの首相マッケンジー・キングは後述のローザンヌ條約交渉中に招請せられなかつた憤りをなほ感じてゐたものゝ様である。この條約は米國の國務卿(Hughes)とこのために特派せられたカナダの漁業相(Lapointe)との間に交渉せられた。駐米英國大使はカナダ使節と共に共同調印者として行動すべきことを要求し、この要求は英國植民省の支持すること

ころであつたけれども、カナダは斷乎としてこれを拒絶し、この條約は直接隸属のある二國のみによつて調印せらるべしと主張したので、英國王はラボアントに全權を附與し、英國大使は除外せられたのであるが、米國の元老院は『米國とグレート・ブリテンとの間ににおけるものとして』その批准を受くべき條約に同意を與へた。かくしてカナダ政府は初めて米國からその國際的地位を承認せられたことになつたのである。これは帝國分裂の傾向であるとして非難もあつたけれども、彼等は條約制定の各階段において陛下への進言が英國政府の手を經て傳達されてゐることを以て辯解の辭としたのである。

この二つの事件の後で開かれた一九二三年の帝國會議は條約問題を考慮した。共同の管理及び責任の代りに、別個の管理及び責任を以てすることになつた。この會議は何れの自治領にも條約を商議する権利を承認したけれども、それが帝國の他部即ち帝國全體に影響を及ぼすべき場合には、十分意見の交換を要することとした。この決定は疑もなく『自治領民族主義』(一)への讓歩であつて、それは『最高度に諸自治領の個別性』を力説したものである。かくて自治領と本國政府との繫りは國務大臣の副署による國王の裁可のみとなつた。しかるに一九二三年初め帝國會議へ出席を許されたアイル自由國は一九三一年三月アイル國の進言のみによつて文書を發行すべき新手續に國王の裁可を仰いで、この僅かばかりの繫りをへる断ち切り(II)、所謂Half a Crown(III)となつた。

(1) マリオット、二九五頁

(11) マリオッシュ、11九六頁

(11) S. King-Hall, *The British Empire: Yesterday and To-Day*, 1937. P. 62.

條約制定の問題と關聯して、外交機關を設置することが必要になつた。自治領の外交は、他の諸國家間の外交 (Foreign Affairs) と區別して、涉外事項とも譯すぐれ External Affairs といふ文字がよく使用せられてゐるが、事實は全く同じことである。これにはアイル自由國が先鞭をつけ、一九二四年に自治領最初の公使をワシントン即ち米國に派遣し、次いで法王廳、佛と白、獨、西に公使館を設け、カナダは一七年以後、米、佛、日本 (一九二九) 及びソ聯(一)に、南阿聯邦は蘭と白、伊、米、獨と瑞典、佛と葡に、濠洲は米(1)、カナダ、アルゼンチン、ブラジル及び日本(三)、更らにソ聯(四)とも使節を交換し、ヨーロッパ・アンドモ、米國の使節を接受したと傳へられる(五)。現戰爭はこの傾向を一層助長しつゝある。自治領外のインドは一九四一年米國へ高等辨務官 (High Commissioner) を派遣した。

(1) 昭和十七年 (一九四一) 六月十三日東京日日新聞所報。

(11) 一九三九年十二月二十六日ケーシーを公使に任命した。(ペテーザマン、一九四一年版)

(11) 濠洲からの初代駐日公使レーサムは一九四〇年八月十八日任命、同十二月二十日横濱入港着任し、我が國からは河相達夫公使が翌年三月十三日シドニー着、十四日信任狀を呈出してゐる。

(四) 濠ソ間公使交換のことは東京日日新聞、一九四二年二月二十六日夕刊所報。朝日新聞 (東京) 一九四二年十月十九日夕刊、ス

トックホルム特電は『駐ソ、濠洲公使ウイリヤム・スマスターは十八日メルボルン出發赴任の途に上つた』ことを報じてゐる。(メル

ボルン發ロイター電)

(五) 東京日日新聞、一九四二年一月三十日所報。(廣東特電)

英本國と自治領間の交渉は本國の外務省を通じて行はれてゐたが、一九二六年以後は自治領省の外交局 (The Foreign Office branch of the Dominion Office) を通じて行はれてゐる。一九二四年に濠洲政府はロンドンの高等辨務官事務所に外交事務局 (An External Affairs branch of the High Commissioner's Office in London) を設け、他の自治領も原則上同一制度をとることになった。本國と自治領との間に於いては、總督 (Governors-General) がその通路たることが止んで以來、相互に高等辨務官を任命することになった。これは外國における公使に相當するものであつて、商務官、領事、事務官 (Agent-General) などと共に、自治領相互間にも交換してゐる向が多い(1)。

(1) ベンコック、1191頁及び1196—7頁に表記せられてゐる。

前述のチャナーカ事件は君府における聯合軍司令長官サー・チャールズ・ハーリントンの巧妙なる手腕によつて戦争が回避せられ、外交交渉に移されたのであるが、このローザンヌ會議に自治領は招請せられなかつた。カナダはパリ講和會議における如く、條約制定の全階梯に參加すべきである、やむなけれどれば、カナダは全然これと無關係であると主張した。英國政府は前述の漁業條約がカナダの別個の利益である如く、トルコとの講和は英本國の別個の利益であると說いた。

それでもカナダは納得しなかつた。全帝國はトルコと戦つたのである。且つローランヌ條約は全帝國の名において批准せられてゐる。カナダは英本國政府の調印と批准に拘束せられる。カナダは柔順なる濠洲の如くに、『英本國が戦つてゐれば濠洲も戦つてゐるのである』といふ譯には行かなかつた。キング首相はこれを純粹の法律上技術上の義務と道徳上の義務とに區別し、その拘束を免れんとしたけれども、實際問題となればこの區別はさほど簡単ではなく、カナダが帝國內に殘留する限り、和戦の問題はそれが何れの地に發生しようとも、技術以上のものとならねばならぬ。事帝國の存亡に關するからである。法律上の責任は常に道徳上の責任に擴大する傾向がある。法律上の責任回避は中立の態度であるが、帝國から分離しないで中立は達せられないものである(一)。

(一) ハンコック、二五四—五頁

兎に角カナダがヨーロッパの事件に現實の義務を負ひたくないことは、以上の二つの事件で明かである。カナダは聯盟に加入して成文の義務を負うたけれども、後ち規約第十條の修正を求め、一九二三年の聯盟總會は『各邦の政治的地理的事情』を考慮したる解釋的決議を探擇して、『何れの締盟國もその議會、立法部或は他の代議團體の同意なくしては戰爭行為を行ふ義務なきものとす』と規定したのである。かくしてカナダはモンロー主義的不介入主義をとつた。

又聯盟規約の缺陷を除かんがためにした一九二四年のジュネーヴ議定書は、自治領が反對したので、

英本國のボーリード・ウイン政府は帝國の分散を恐れてこれを廢棄したのである。

西ヨーロッパの安全保障を定めた一九二五年十月十六日のロカルノ條約においても(1)、英國政府は地理的限界を附して自治領とインドをその義務から除外することにした。その第九條には『當該自治領若くはインドの政府がその受諾を表示するにあらざれば、英國の自治領若くはインドに、如何なる義務をも課すことを得ず』と明記してある。

(1) 英帝國、1131頁

國際司法裁判所法の選擇條項 (The Optional Clause of the Statute of the Permanent Court of International Justice) の受諾に關しても、自治領は一九二六年の帝國會議において、更らに審議することなくしては、この條項を受容せることに同意してゐた。ところが、この條項の採用を標榜せる労働黨が一九二九年に政權を握るに及んで、英本國と全自治領間に共通に受諾し得る手續を見出すべく折角努力中であつた。しかるに、なほ未だ討議の完了しない中に、ジュネーヴにおけるアイル自由國の代表者は無條件に本條項に署名してしまつたのである。他の自治領の代表者達も後ち一様の條件を附して署名したので、出し抜かれた英國外相は次ぎの如き正式の聲明を必要とするに至つた。即ち『大英民族國聯邦の他の員との紛争はこれを除外す。その故は民族國聯邦の成員は、用語の完全なる意味において國際的單位なるも、王位への共同の忠誠によつて統一せらる。故にそれ等の間の紛争は或る他の裁定様式をもつ

て處理せらるべきものにして、この條項に對し特例を設くるものとす(1)』と。

(1) ハンコック、二九〇頁。

以上の數例によつても、英本國が如何に帝國の統一に苦慮しつゝあつたかゞ窺はれる。

五 自治領と英帝國會議

自治領民族國の發展の行程において、特に重要な役割を演じたものは、英『帝國會議』(Imperial Conference)である(1)。

(1) マリオット、第十七、十九、二十章。占部百太郎先生、英帝國會議の進展、三田學會雜誌第十一卷第九・十號。野村兼太郎、英國經濟史概論 附錄英帝國經濟圈參照。

米國獨立後、十九世紀の七十年代までの英本國には『一帝國の内に二個の立法部はあり得ない。』『自治的屬邦とは矛盾した用語である。』『解放は死の個人に對する如く、植民史上における自然の事件である。』收支償はない植民地よりも他にもつとよい儲け口があるとして、その放棄を欲するマンチエスター派の『小英國論者』(1)も少くなかった。當時の經濟思想からして植民地を厄介視する考へ方は中々優勢であつた。後にインド帝國の建設者となつたデスバーリ、後のビーコンズフィールド卿でもへも、『これ等の詰らぬ植民地は我等の首に巻きつけた石臼(重荷)である』と言つてゐる位であつた。

(1) カーライルには帝國主義的要素が窺はれる。Bentham, Cornwall Lewis, Grote, Godwin Smith, Freeman などの
書いたるものであった。(マリオット、111頁)

しかるに、一八八三年シーリー教授の有名な講義『イングランドの發展』(1)が刊行された。アダム・スミスの國富論(1776)以来、これは直接英國の輿論に深い影響を及ぼした書物は、恐らくないであらうと証はれる(1)。その書の中には、彼は『將來は大國と共にあり("The future is with the big States.")』と主張して、早くも今日の廣域論者の先驅をなしてゐる。かくて時代は轉換し、歴史家フルードを始めとして、『大英國論者』(2)が優勢となり、一八八四年には『帝國聯合協會』(Imperial Federation League)が創立され(3)、帝國思想に拍車をかけた。

- (1) J. R. Seeley, *The Expansion of England*. 邦譯加藤政司郎、英國膨脹史論(世界興亡史論)、古田保、英國發展史論。
- (2) マリオット、111頁。
- (3) J. A. Froude, F. P. de Labillière, Edward Jenkins, Frederick Young, A. Stanley Little, Sir George Parkin 等。
(4) 一八九〇年解散。

最初の植民地會議(Colonial Conference)は、右の帝國聯合協會の提唱に基づく、一八八七年ヴィクトリア女王の即位五十年記念祝祭(Gold Jubilee)の機會を利用して開催せられ、英本國、自治植民地、王領植民地、保護領などの代表者一百一十一名からなる雑然たる會合であつたが、その後も度々開催せらる(1)、特に重要なのは一九〇七年の會議であつた。この會議において毎四年に定期集會を定め、特別事

項については臨時會議を開くこととし、會議の名稱も『コロニアル』から『インペリアル』と改められ(11)、一般植民地の參加を止めて、英本國と海外自治領(Dominions beyond the Seas)(11)の首相が出席すぐれいとを定め、自治領中心の會議(四)となつた。それ迄植民大臣(五)の同會の下に行はれたものが、以後は英本國の首相を議長とすることになつた(六)。一九一五年に開かれるはずの會議は戰爭の故に延期せられ、一九一七と一八年に帝國軍事會議が軍事内閣と共に開かれた。大戰後は頻繁に開かれ(七)、一九一三年には政治部門と並行して經濟會議も開かれた。その一九三二年のオッタワ會議は特に有名である。その他帝國労働會議なども定期に開かれてゐた。現戰爭中には一層多様の諸會議が開かれてゐる模様である。

- (1) 一八九七(女王即位六十年祭 Diamond Jubilee)、一九〇一(ハーフ・セセッション戴冠式)、一九〇七、一九一一、一九一七、一九一八年等、すぐセセッション開かれ、一八九四年の副會議と一九三一年の本會議がカナダの首府で開かれてゐる。
- (11) この新名稱は一九〇五年 Littleton の提案による。 (バンコック、四七頁)
- (II) 國王の稱號中の句で、當時はかく稱した。
- (四) 一九一七年からイングランドが加はり、その後他の準自治領が加はつた。
- (五) 大植民大臣ジョセフ・チャーチル(一八三六—一九一四)は前海相オースチン(一八六三—一九三七)及び蝙蝠金で名高かい前首相ネヴィル(一八六九—一九四〇)兄弟の父であるが、彼は植相となるや、その持論たる帝國統一の政策に、これを利用し、みやとした。彼はその目的達成の手段として帝國特惠(Imperial Preference) 帝國會議(Imperial Conference) 帝國國防(Imperial Defence)による『帝國の聯合』を説いたのである。

(六) 第一次大戦中は植相が司會してゐる。

(七) 一九二一、一九二三、一九二六、一九三〇、一九三二(オッタワ)、一九三五、一九三七年等。

植民地會議と、それから進展した帝國會議は、議會の如き拘束力を有する決議機關ではなく、共通活動の提案を協議して、それを各自の國會へ提出し得るだけのものであつたが、それでも諸自治領間の希望を調整して相互の理解に資することが出來、それ等の決議は漸次實現せられ、次第に有力な機關となつた。

一九一七年の軍事會議は、戰後可及的速かに『帝國憲法會議』を開くことに一致してゐたが、一九二一年の帝國會議は當面の内政問題に忙殺せられ、この問題は後退した。しかし一七年の會議において自治領の平等を導くべき原則が確立し、主たる自治領は準自治領のインドと共に講和會議に列席し、且つその條約にも調印したので、前述の如く、一九二三年の會議においては、自治領に條約締結の権利が認められ、實際上『自治領民族主義』の確立を見るに至つた。

しかしながら、上述の如く、帝國會議は元來決議機關ではないので、自治領はなほ『法規の上においては』獨立の外交政策は許されて居らず、外國に自己の代表者を有してゐなかつたので、十分なる主權において缺くるところがあり、且つ自治領の首都には、本國政府の代表員として又自治領の監督者として、總督が置かれてあつた。

それ故、植民地關係の基礎を定めた一九一六年の有名な帝國會議においては、實際上には附加すべき何物もなく、たゞ一層明白にこれを規定したに過ぎなかつた。別言すれば、この會議においては、英帝國の内部機構を、過去四十年間、特に前大戰中に帝國の構成部分において發生したる變化と發展に副ふべく工夫せんとして、且つ外交の協調、國防の調整、帝國內貿易の増進についての方策が討議せられ、やうして樞相バルフォアを議長とする帝國內部關係委員會 (The Committee on Inter-Imperial Relations) (1) が設けられ、その報告は十一月十九日の本會議において採擇せられ、自治領の對本國及び相互間ににおける關係を、現實並に自治領の民族主義的希望に合致すべき基礎の上に確立したのである。

(1) Inter-Imperial は誤稱であつて Intra-Imperial たるべきであつたとの説がある。

かくして自治領は『王位^{クラウン}に對する共同の忠誠により結合したるも、その内政、或は外交の何れの方面においても、相互に何等從屬することなき、地位均等なる大英民族國聯邦の成員として自由に聯合したる英帝國內の自治的團體である』(1)と定義し、『自由は成熟してそれ自身平等なることを示した』のである。

(1) ベルフオーラ報告 Cmd. 2768. 史學 (拙文三) 三八頁に採錄。

先づ第一に、前大戰後の英愛關係に注意が拂はれ、英國王の稱號から『聯合王國』なる用語を省かれ、Great Britain, Ireland(1) と並びて記し、第一に自治領の總督は純然たる王位の代表者であつて、これ

迄の如く、本國政府の代表者又は機關ではなく、從つて自治領政府は本國政府に對し又は相互間に、直接通信することを得ることになつた。かくして自治領は英本國と對等の地位に進んだのみならず、英本國自身も、前述の如く一個の自治領と見做されることとなり、前年既に自治領相を設けて面目を一新した。

(二) 英國王の稱號の變遷、並に全稱號は史學（拙文三）三一一三三頁を見よ。他の自治領の地位はすべて同一であるのに、何故にアイルランドの名稱のみを別格としたかとの質問に對し、英國下院において、首相はこれは帝國を構成せる諸種の政治的單位を定義せんとするものではなく、それ等の領土の正確な地理的説明と見做されると答へてゐる。（Parliamentary Debates, Commons,

1926. Vol. 200. Col. 818.)

該委員會は、立法上においては、各自治領政府は自國の内政に對する一切の事項において、王位に進言する權利を認めらるべく、本國政府は干渉し得ざること、外交の領域においては、國防の範圍と共に、責任の大なる部分は依然として英本國に存し、將來暫くは本國によるべきことが認められたるも、英本國も亦自治領と共に、それからの政府の明確なる同意なくしては、現實の義務を受諾するものにあらざることを、外交關係を支配する一般原理として規定せられてゐる。

かくして次の一九二九年及び一九三〇年の帝國會議においては、一九二六年のバルフォア報告の適用に關して審議が行はれ、翌一九三一年の英本國の議會において可決せられた自治領の憲法と見るべき

ウェストミンスター法 (The Statute of Westminster of 1931)(1) により、何れの法規の上に明白に、自治領は名實共に英本國と對等の地位を承認せられ、英本國の議會の立法にして自治領に適用せらるべきものは、關係自治領の同意ある場合に限り、可決せらるべしとの原則が記録せられた。

かくて自治領の地位は、一七一四年乃至一八三七年間のドイツのハノーヴァ王國の地位に類似してゐる。當時ハノーヴァ王はイングランドの王を兼ねてゐたが、兩國は全く別個の國であつて、君合國としてのみ合體してゐたのである。同様に南阿とアイル國はウェストミンスター法により、それ等の國會に與へられたる立法權の故に、十分なる主權國家となつたと説かれる。一九三四年先づアイル自由國、次いで同年南阿聯邦も國璽を定め、南阿身分法 (The Status of the Union Act, 1934) により、南阿總督はその大臣の輔弼により、外交上に王位の大權を代行する權限を附與せられた(1)。

(1) 英帝國、1133頁、ハイア、附錄第三文書。

バルフォーア報告末尾に附載してある署名例は、同一の王^{キング}が大英民族國聯邦の各員のために、別個に條約を締結することの解釋を許したのである。この原理に従つて南阿聯邦の全權委員は一九二八年『南阿聯邦のためにこれを代表して』(for and behalf of the Union of South Africa) ドイツ國^{ドイツ}との間に締結せられた航海通商條約に署名した。その中には、民族國獨立の觀點から注目すべき新用語例が存する。

それは自治領の他の員をも含めて、『他の何れの國家』(any other States) と、『ベテート』なる文字が

用ひられてゐる。一九二八年の不戦條約 (The Kellogg Pact for the Renunciation of War) は同時に
交付せられた別個の六つの法律により、又一九三〇年の海軍條約はアイル自由國の側において別個の法
律より批准せられた。殊にウエストミンスター法成立後は對獨戰爭においても、大東亞戰爭においても、
自治領それらの立場において、宣戰或は中立が布告せられてゐるのである(1)。

(1) この戰争において各自治領は別個の宣戰を行つたが、アイル國の如く、中立を宣言したものもあれば、遂に參戰を可決したけ
れども、中立宣言案をその國會に提出して政變を見、相當紛糾を重ねた南阿聯邦の如きがある。

かくして、The British Commonwealth of Nations といふ新國名にも示される通り、イギリス現在の
第三帝國(1)は、各自治領が平等の資格において自由に協同する新民族國家を造り上げ、『キング』は、
法學的には、別個の六人になつたといふ論據が有效になり、實際上では、六つの王冠に共同の一王をも
つ、大英民族國聯邦を完成したと言へるのである。

(1) 摘文(五)、(六)、(八)。

六 結 語

世界史上に久しく霸權を揮つた英帝國の運命は、今や一大轉換を見んとしつゝある。我等は日下舉國
勝利の貫徹に水火をも辭せず邁進しつゝあるのであるが、他面において、冷靜に過去の英帝國の變遷を

研究して、歴史的動向の一端と國家興亡の理を明かにし、以て別種の國家ブロックである大東亞共榮圏の成育に資するため、一段の努力を惜むべきではないであらう。(完)

(昭和一七、一〇、二〇日)